

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人森静雄の上告理由第一点について。

土地境界確定の訴においては、判決主文において、特定の隣接地番の土地相互の境界を表示すれば足るのであつて、所有権確認の請求が含まれない限り、右土地の所有者が誰であるかを主文に表示することを要するものではない。従つて、単なる土地境界確定の訴であり、所有権確認の請求が含まれない本件において、原判決がその理由において上告人Aを熊本県球磨郡a村字b c番山林の共有者であると確定しながら、その主文において同字d番山林と右山林との境界を表示するにつき、上告人Aを右山林の共有者である旨を表示しなかつたからといつて、所論の理由不備または理由その違法があるということとはできない。右主文において上告人A以外の上告人らを右山林の共有者である旨表示したことは、無用の表示というべきこと叙上のとおりであつて、右表示のあることは前記の結論を左右するものではない。論旨は採用できない。

同第二点について。

原判決は、被控訴人Aを加えた被控訴人ら一名（上告人ら）が前記c番山林の共有者であると確定しているのであるから、上告人ら一名に対する本件境界確定の訴を適法とした原判決に所論の違法があるとするとはできない。

同第三点について。

前記d番山林と前記c番山林との境界が判示のとおりであるとする原判決の認定は、その所掲の証拠およびそれによって認定した事実関係に照し肯認できなくはない。所論は原審の適法になした証拠の取捨、事実の認定を非難するに帰するから採

用できない。

よって、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	横	田	正	俊
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	一
裁判官	五	鬼	上	磐